

第8章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

第1節 市の組織

1 市の担当部署

空家等をもたらす問題は、多岐に渡り行政内部の様々な課が連携して対処すべき政策課題であり、関係する課が協力して対策を実施するものとします。市の担当部署は次のとおりです。

実施内容	担当部署
空家等対策全般に関すること	市民部 市民生活課
管理不適切空家等に関すること	
移住ナビに関すること	企画部 企画政策課
移住定住の促進に関すること	
空家等の課税に関すること	総務部 税務課
勧告した特定空家の固定資産税等の住宅用地特例の解除に関すること	

2 協議会

空家法第7条第1項に規定する空家等対策協議会として、空家条例第9条第1項により、協議会を設置しています。

なお、協議会は、空家法に規定されているとおり、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うほか、同計画の実施の一環として、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断、空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針、特定空家等に対する措置の方針などに関する協議を行います。

3 庁内検討機関

空家等対策における利活用や問題の解決に向け、防災、衛生、景観等多岐にわたる政策課題について検討するため、庁内に関係部局による山陽小野田市庁内空家等対策委員会を設置しています。

第2節 関係団体

1 相談窓口

第4章第3節第1項に記載のとおり既に設置されている相談窓口が次の

とおります。

相談内容	設置者
空き家所有者からの相談全般	山口県(きらめき住まいづくりセンター) TEL 083-932-6800 山口県司法書士会 TEL 083-924-5220
売買等、管理又は有効利用に関する事	全日本不動産協会山口県本部 TEL 083-974-2103 山口県宅建協会宇部支部 TEL 0836-32-8188
登記に関する相談全般	山口地方法務局宇部支局 TEL 0836-21-7211

引き続き、様々な相談に対応できるよう各種団体等と協議を行い、相談体制の整備を図ります。

第9章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

第1節 空家等対策の効果の検証

1 指標及び指標の考え方

空家等対策の取組方針（第1章第5節第2項参照）により設定するもので、効果の検証のための指標は、次の2つとします。

指標1 管理不適切空き家率

空家等実態調査による空き家総数におけるDランク（建築物全体に危険な損傷が認められ、放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられる）、Eランク（建築物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられる）の空き家の割合（単位：％）

（考え方）

所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する施策及び特定空家等に対する措置等の効果を検証

例： 割合の減少 ⇒ 効果あり

指標2 活用容易空き家率

空家等実態調査による空き家総数におけるAランク（目立った損傷は認められない）、Bランク（部分的な損傷はあるが、危険な損傷は認められない）の割合（単位：％）

（考え方）

空家等の活用の促進に関する施策の効果を検証

例： 割合の増加 ⇒ 効果あり

○取組方針

本市では、これらの状態に応じた対策をそれぞれ実施するとともに、空き家を活用が容易な空き家の状態に移行することを空家等対策の取組方針とし、空家等対策を実施します。

2 目標指標

平成29年の空家等実態調査による本市の指標は次のとおりです。

図(9-1)

		平成29年
空き家総数		1,269戸
不良度判定別空き家数		
Aランク		106戸
Bランク		276戸
Cランク		787戸
Dランク		70戸
Eランク		30戸
指標1	管理不適切空き家率	7.88%
指標2	活用容易空き家率	30.10%

空家等対策計画における効果を検証するための目標指標を平成34年空家等実態調査において

指標1	管理不適切空き家率	7.49%以下
指標2	活用容易空き家率	30.60%以上

とします。

第2節 計画の見直し

1 計画期間による見直しの時期

第2章 計画期間に記載のとおり、本計画の指標である空家等実態調査は、平成34年に実施する予定です。また、本市総合計画（第二次）基本構想の計画期間が平成41年度までであり、基本計画前期の計画期間が平成33年度までです。これらの結果を検討しながら空家等対策計画を作成することから、平成34年度に本計画の見直しを行います。

図： 計画期間

計画名		年度									
		H29 年度 (2017)	H 30 年度 (2018)	H 31 年度 (2019)	H 32 年度 (2020)	H 33 年度 (2021)	H 34 年度 (2022)	H 35 年度 (2023)	H 36 年度 (2024)	H 37 年度 (2025)	
総合計画（第一次）											
総合計画（第二次） 基本構想（平成30年度～平成41年度）											
総合計画（第二次） 基本計画前期・中期											
総務省 住宅・土地統計調査	実施		○					○			
	公表			○					○		
空き家実態調査		○					○				
山陽小野田市 空家等対策計画											

2 随時の見直し

前項のほか、計画期間中であっても、法令や国の補助制度等の改正や社会情勢の変化等にあわせ、随時必要な見直しを行います。

3 協議会の関わり

空家等対策計画を変更する際は、変更に関する協議を協議会において行ったうえで変更します。

第3節 公表

空家等対策計画を作成又は変更したときは、空家法第6条第3項に基づき、市のホームページに掲載することなどにより、公表し、広く周知に努めます。

(空家等対策計画)

第6条 略

2 略

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参考資料

- 空家等対策の推進に関する特別措置法 49
- 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例 56
- 山陽小野田市空家等対策の推進に関する規則 59

山陽小野田市空家等対策協議会
委員名簿

平成30年6月8日現在

No.	区分	所属団体等の名称	氏名	役職
1	市長	山陽小野田市	藤田 剛二	市長
2	学識経験者	山陽小野田市立 山口東京理科大学	金田 和博	教授
3	法務	山口県弁護士会	岡田 卓司	弁護士
4	法務	山口地方法務局 宇部支局	宇野 秀穂	支局長
5	法務	山口県土地家屋調査士会	瀬口 潤二	顧問
6	市民・福祉	山陽小野田市民生児童委員 協議会	磯谷 美津子	理事
7	不動産	一般社団法人 山口県宅地建物取引業協会	石部 智子	支部理事
8	建築	一般社団法人 山口県建築士会	村上 景二	理事
9	その他	山陽小野田警察署	年藤 健太郎	生活安全課長
10	その他	宇部・山陽小野田消防局	西原 敏郎	署長

